

**川西市本庁舎 ESCO 事業
提案審査要領**

令和 4 年 6 月 17 日

川西市総務部総務課

川西市本庁舎 ESCO 事業提案審査要領

川西市本庁舎に係る ESCO 事業提案の審査は、学識経験者及び市職員等で構成される「川西市本庁舎 ESCO 事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、下記の要領に基づいて行う。

1. 提案書の募集から ESCO 事業者選定に至る過程

公募開始(市ホームページ等)
募集要項に関する質問受付
質問の回答
参加表明書及び資格確認書類の受付、資格要件の確認
応募者資格確認結果・提案要請書の通知
現場ウォークスルー調査
を踏まえた質問の受付
質問の回答
提案書の受付
プレゼンテーション及び審査
最優秀及び優秀提案の選定 結果通知

2. ESCO 事業提案の審査及び選定

(1) 応募資格の確認

「川西市本庁舎 ESCO 事業提案募集要項」に記載の応募条件に従い、参加表明者の応募資格要件の確認を行う。

(2) 選定方法の決定

資格要件を満たした応募者に対し、審査を行う。

(3) 提案要請

資格要件の確認の結果、条件を満たす応募者に対し ESCO 事業提案書の提出を文書で要請する。この際、前項で決定した選定方法及び提案時の要求書類について通知する。

また、資格要件を満たさない応募者に対し、失格の理由を付して文書で通知する。

(4) 審査及び選定

最優秀提案者及び優秀提案者を選定するとともに、全応募者に審査結果は文書で通知するものとする。

また、審査結果を講評としてまとめ、提案の概要とともに本市のホームページで公表する。

なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 優先交渉権者

審査の結果、最優秀提案者を ESCO 事業契約に係る優先交渉権者とする。

また、優秀提案者を次点交渉権者とする。

3. 提案書の審査

応募者から提出された提案書類の内容を審査する。

審査に当たっては、応募者によるプレゼンテーション及び審査委員会による応募者へのヒアリング等を実施する。

なお、応募者から提出された提案書類に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、応募者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、応募者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

(1) 加点審査

応募者の提案内容について審査し、～ に従い定量化する。

定性的審査に関する事項

配点は100点とし、次の【表1 評価項目及び配点等】に示す審査項目、審査のポイント及び配点に従い、応募者の提案内容について加点評価し得点化する。なお、得点化に際しては【表2 各評価項目の得点化基準】に示す基準により得点を付与する。

【表1 評価項目及び配点等】

No	評価項目	配点
事業実施に関する項目		計 15 点
1	事業計画の妥当性	7 点
2	リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保	5 点
3	地域経済への貢献	3 点
設備整備に関する項目		計 65 点
4	設計・施工計画、設計・施工体制の妥当性	7 点
5	設計・施工スケジュールの妥当性	10 点
6	空調設備及び照明 LED 化の特徴、フレキシビリティへの配慮	28 点
7	環境面に対する配慮	15 点
8	庁舎の特性を踏まえた安全確保	5 点
維持管理に関する項目		計 20 点
9	維持管理計画、維持管理体制の妥当性	14 点
10	事業期間終了後の省エネルギー確保のための配慮	6 点
		合計 100 点

【事業実施に関する項目（15点）】

No	大項目	配点	小項目及び審査のポイント	主な様式
1	事業計画の妥当性 (7点)	2	1-1 事業実施にあたっての基本方針 ----- ・ 本事業に取り組むにあたっての基本方針、役割認識は発注者の意図を十分踏まえているか	様式 5-1 ~ 5-3, 6, 12-1
		2	1-2 事業実施体制及び代表・構成企業等の役割分担、市との連絡・調整体制の工夫 ----- ・ 代表企業、構成企業における役割分担、業務実施体制について、事業の特徴を踏まえた工夫や配慮があるか ・ 市との効率的な連絡・調整体制が構築され、明示されているか	
		3	1-3 ESCO 事業が豊富であるか ----- ・ 公共施設において空調設備更新及び照明 LED 化を含む ESCO 事業の実績に基づいた、独自性や特殊なノウハウが含まれた提案がなされているか	
2	リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保 (5点)	2	2-1 本事業におけるリスクの想定及びその対応策、事業者間でのリスク分担の妥当性 ----- ・ 事業全体を通じて想定される個別リスクの把握・抽出・分析が適切かつ精緻であるか ・ リスクを顕在化させる仕組みを作り、その対処法が適切か	様式 12-1, 12-4, 12-5, 14-4
		3	2-2 確実に事業を継続できる体制や仕組みへの工夫 ----- ・ 業務上のリスクに対する管理体制は、有効性の高いものとなっているか ・ 緊急時の対応方針や体制、業務継続の担保方法は実効性があるか	
3	地域経済への貢献 (3点)	3	3-1 市内での資材調達及び地場企業(市内業者)活用への配慮 ----- ・ 事業実施にあたって市内における資材調達や地場企業の活用等、地域経済への貢献することに配慮して計画されているか	様式 12-1

【設備整備に関する項目（65点）】

No	大項目	配点	小項目及び審査のポイント	主な様式
4	設計・施工計画、設計・施工体制の妥当性 (7点)	2	4-1 設計及び施工、工事監理における基本方針 ----- ・ 性能、工期、安全等の確実な確保、責任所在、統一的な品質管理を実現する基本的な考え方が明確かつ妥当か	様式 5-3, 12-4, 12-5
		5	4-2 設計・施工・工事監理業務が確実に遂行される事業者間の実施体制及び役割分担の明示 ----- ・ 事業スケジュールと十分に整合し、効率的・効果的に設計、施工、工事監理が遂行されるような実施体制が構築されており、役割分担が明示されているか	

5	設計・施工スケジュールの妥当性（10点）	5	5-1 設計・施工スケジュールの実現可能性及び庁舎への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 設計・施工や各種調整、検査等に要する時間を十分に考慮し、具体的な工程が想定され、実行的な工夫がなされているか 	様式 12-4,12-5
		5	5-2 既存設備の更新に係る段取り・スケジュールの工夫 <ul style="list-style-type: none"> 既存設備の更新を行うにあたり、市職員や市民が庁舎を利用するための空調及び照明環境が間断なく提供されるなど支障がないようスケジュールが組まれているか 	
6	空調設備及び照明LED化の特徴、フレキシビリティへの配慮（28点）	15	6-1 空調設備の性能・機能・エネルギー方式等の特徴 <ul style="list-style-type: none"> 機器性能は、利用者や提供環境特性を十分勘案した性能であるか 環境負荷軽減に配慮した機器及びエネルギーの選定が検討されているか 	様式 12-1 ~ 12-5
		10	6-2 照明LED化の性能・機能・制御方式の特徴 <ul style="list-style-type: none"> 機器性能は、利用者や提供環境特性を十分勘案した性能であるか 環境負荷軽減に配慮した機器及び点灯制御の選定が検討されているか 	
		3	6-3 フレキシビリティへの配慮 <ul style="list-style-type: none"> 将来的な改修や改築等の必要が生じた際の工事や復旧等の円滑な対応に関する工夫や配慮があるか 	
7	環境面に対する配慮（15点）	6	7-1 二酸化炭素排出の削減効果が高いこと <ul style="list-style-type: none"> 最高値を6点とし、その他の得点を（当該数値 / 最高値）×6で算出 	様式 11-1,12-3
		6	7-2 エネルギー削減量が多いこと <ul style="list-style-type: none"> 最高値を6点とし、その他の得点を（当該数値 / 最高値）×6で算出 	
		3	7-3 環境対策が考慮されていること <ul style="list-style-type: none"> NOx、Sox、ばいじん、騒音等についての環境対策が考慮されていること 	
8	庁舎の特性を踏まえた安全確保（5点）	5	8-1 庁舎の安全確保への配慮・工夫 <ul style="list-style-type: none"> 施工及び運用時における庁舎・周辺地域における安全の確保が具体的かつ実効性があるか 庁舎であることに対する認識と理解を持ちながら、特に配慮された提案がなされているか。 	様式 12-5,14-4

【維持管理に関する項目（20点）】

No	大項目	配点	小項目及び審査のポイント	主な様式
9	維持管理計画、維持管理体制の妥当性 (14点)	2	9-1 維持管理業務における基本方針 ----- ・ 円滑な取組みの基本方針や役割認識は発注者の意図を十分踏まえかつ明確か	様式 14-1 ~ 14-4
		6	9-2 維持管理計画の妥当性 ----- ・ 個別業務の作業量・時間や調整に要する時間や段取り等を十分に考慮した妥当かつ確実な計画が提案されているか	
		3	9-3 維持管理体制、市との連絡・対応窓口体制 ----- ・ 事業期間を通じて円滑に実施できる体制が構築されており、市との連絡体制・方法は明確かつ実効性があるか	
		3	9-4 故障等の緊急時の対応方針・対策 ----- ・ 機器の故障等の不具合発生時には、迅速な対策がとれるような体制を構築するとともに、改善等の処置が効率的に行えるような対策を講じているか ・ 災害発生時等の対応は有効か	
10	省エネルギー確保のための配慮(6点)	6	10-1 事業期間終了後の省エネルギー確保のための配慮 ----- ・ 業務期間終了後における空調設備等の省エネルギー確保に関する具体的な提案があるか。	様式 14-1 ~ 14-4

【表2 各評価項目の得点化基準】

評価	評価基準	点数化の方法
A	具体的に極めて優れた提案がある	配点×1.0
B	具体的に優れた提案がある	配点×0.6
C	具体的に提案がある	配点×0.2
D	具体的な提案がない	配点×0.0

但し、有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入する。

価格点の定量化方法

応募者が提示する改修工事等サービス料（詳細診断費、設計費、工事費、工事監理費、計測機器設置費等の総額）に、ESCO 事業サービス期間中の省エネルギーサービス料を加え、省エネルギーサービス削減保証額を引いて、その合計（以下「ESCO 期間中の市の支出総額」という。）について、次の算式により「価格点」として算出する。

最も低い ESCO 期間中の市の支出総額を提示した応募者の価格点を 100 点満点とし、その他の応募者の価格点は、提案のうち最も低い ESCO 期間中の市の支出総額からの割合に基づき算出する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{提案のうち最も低い ESCO 期間中の市の支出総額}}{\text{当該応募者の提示する ESCO 期間中の市の支出総額}} \times 100 \text{ 点}$$

但し、有効桁数は小数点第 1 位とし、小数点第 2 位は四捨五入する。

(2) 総合評価

総合評価の手順

審査委員会は、提案書類に記載された提案内容に基づいて算出した定性的審査の点数（内容点）と応募者が提示する ESCO 期間中の市の支出総額に基づいて算出した価格点の合計により、応募者ごとに総合評価点を算出し、順位付けを行う。

審査委員会は順位付けを行った結果に基づいて、最優秀提案者を選定し、市に答申する。市は審査委員会の答申を踏まえ、落札者を決定する。

なお、最も高い総合評価点の者が 2 者以上あるときは、価格点の高い者を最優秀提案者とし、更に価格点と同点である場合には、「第 3 3 (1) 定性審査に関する事項」に定める【設備整備に関する項目（65 点）】の内容点が高い者を最優秀提案者として選定する。

総合評価点の算出は、以下の計算式によって行う。

$$\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ \text{(満点 200 点)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{【内容点】} \\ \text{(満点 100 点)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{【価格点】} \\ \text{(満点 100 点)} \end{array}$$

(3) 応募者が 1 者であった場合

応募者が 1 者であった場合も応募資格要件の確認及び提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案者と選定する。

但し、定性的審査に関する事項において事業者として適切ではないと判定された場合（内容点が 100 点中 60 点未満の場合）は、本件は成立しないものとする。

4. 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 提案募集要項に違反すると認められる場合
- (5) 契約締結までに指名停止処分を受けた場合